

賃 貸 借 契 約 書 （案）

- | | |
|---------------|---|
| 1 件 名 | デジタル複合機通し料（福祉交流プラザ、幼稚園等）（単価契約） |
| 2 規 格 | |
| 3 台 数 | 5 5 台以内（臨時設置分を除く。） |
| 4 設 置 場 所 | 福祉交流プラザほか |
| 5 予 定 総 数 量 | モノクロ 1 1 , 7 6 9 , 5 0 0 枚以内
カラー 1 , 0 2 3 , 4 5 0 枚以内 |
| 6 契約金額（単価） | モノクロ 円に 100 分の 110 を乗じて得た金額
カラー 円に 100 分の 110 を乗じて得た金額
（2色プリントカウントが可能な機種の場合、2色で出力した場合の通し料の単価はモノクロ通し料単価の3倍（小数第2位未満切捨て）とする。 |
| 7 予 定 総 金 額 | 円以内(取引に係る消費税及び地方消費税を含む) |
| 8 履 行 準 備 期 間 | 契約日から令和8年3月31日まで |
| 9 賃 貸 借 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| 10 契 約 保 証 金 | 免除この契約に係る契約保証の種類は、次のうち ① 契約保証の種類
① 契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証 |
| 11 代金の計算方法 | 使用数量未確定のため単価契約とし、代金は毎月数量が確定した段階において計算する。 |

上記物件について、発注者 岡山市（以下「甲」という。）と供給人（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結するものとする。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写機等を甲の使用に供し、適切な操作方法の指導と保守点検及び消耗品等（用紙を除く。以下同じ）の補給を行うとともに、正常な複写物を甲に供給すること並びに甲が所定の料金を支払うことを目的とする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、賃借料額の100分の10以上としなければならない。

3 乙が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 賃借料額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の賃借料額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（乙の死亡等）

第3条 乙が死亡し、又は資格を喪失したときは、その遺族又は利害関係人は、死亡又は資格喪失後、7日以内にその旨を甲に届け出なければならない。ただし、甲において正当な理由があると認められるときは、特に延長することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りではない。

（複写機等及び消耗品等の所有権）

第5条 複写機等及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

（複写機等の保守）

第6条 乙は、甲が複写機等を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

ならない。

- 2 複写機等が故障した場合、甲の要請により、乙は技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の供給)

第7条 ドラム、ドラムカートリッジ又は感光ベルト等の感光体及びデベロッパは、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき、画質維持のため乙が必要と認めた場合、乙はこれを取り替える。

- 2 複写物供給に必要なその他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持ち量の不足を知った場合、乙は当該消耗品等を供給する。

(機密の保持)

第8条 乙は、知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。

(監督)

第9条 甲は、必要と認めるときは、随時乙の契約履行状況を監督指導することが出来る。

(複写物供給枚数)

第10条 乙は、毎月末日において、甲の検査を受けて、複写物供給枚数を算出する。

(代金の請求)

第11条 乙は、第10条の検査に合格したときは、所定の手続きに従い複写物供給月額を支払いを請求する。

- 2 甲は、乙から請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に複写物供給月額を支払わなければならない。

(供給の変更、中止等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、複写物の供給についてその内容を変更し、又は一時中止することができる。

この場合において、契約金額等を変更する必要があるときは、乙と協議のうえこれを定めるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、乙が損失を被ったときは、乙と協議のうえこれを補償することができる。

(複写物供給単価の変更)

第13条 契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として、複写物供給単価の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、複写物供給単価が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、甲は、乙と協議のうえ、複写物供給単価を変更することができる。

(設置場所の変更)

第14条 甲は、頭書4の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得なければならない。複写機等の移動は乙が実施することとし、移動に関する費用は移転場所に関わらず乙において無償で行うこととする。

(甲の任意解除権)

第15条 甲は、複写物が供給されるまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約期間内に契約の履行をしないとき、又は、その履行の見込みがないとき

(2) 契約の履行に当たり甲および甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3) 前各号のほか、法令若しくは岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）又は契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権又は請負代金債権を譲渡したとき。

(7) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品供給等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することと理由として指名停止されたとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため、契約金額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除等の通知)

第22条 甲は、契約の解除等の通知をするときは、乙に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(契約解除に伴う措置)

第23条 契約が複写物の供給前に解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、乙は、指定期間内にこれを引き取り、原状に復さなければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙が正当な理由なく指定期間内に原状に復さないときは、これに代わって原状に復することができる。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、契約が複写物の供給前に解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分又は既納物品を検査の上、引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは、これに相当する代金を乙に支払わなければならない。ただし、違約金を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

4 第1項および前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条、第17条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第15条、第19条又は第20条の規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。

5 物品納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに複写物の供給をすることができないとき。
- (2) 引き渡された複写物に契約不適合があるとき。
- (3) 第16条又は第17条の規定により、複写物の供給後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条(第11号を除く。)の規定により複写物の供給前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 複写物の供給前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、契約金額から既済部分又は既納物品に相応する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

6 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第25条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第11条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(複写機等及び消耗品等の撤去)

第26条 乙は、契約が解除された場合又は本契約が満了した場合は、速やかに複写機等及び消耗品等を撤去しなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結に要する費用及び、複写機等の設置並びに撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第28条 乙は、当該契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し当該契約及び当該契約に係る変更契約による契約金額(単価契約の場合は、支払金額)の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したと

き。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

（紛争の解決）

第29条 この契約について甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲、乙双方協議のうえ決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、甲、乙双方平等に負担するものとする。

（その他）

第30条 この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。

2 翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、この契約を解除する場合がある。

（補則）

第31条 この契約に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1-1
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫 (印)

供給者 乙
(印)